

令和4年3月3日

郡市区等医師会長 様

大阪府医師会長
(公印省略)

「学校保健安全法に基づく児童生徒等の健康診断の実施等に係る対応について（周知依頼）」の送付について

平素は、本会活動の推進に対しまして、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、このたび別添の通り日本医師会から通知がありました。

文部科学省からの事務連絡を受けたものとなっており、「学校保健安全法に基づく児童生徒等の健康診断の実施について」令和3年度において未実施のところは速やかに行うことを促しております。

また、令和4年度において新型コロナウイルス感染症の影響により、やむを得ない事由によって当該期日（令和4年6月30日）までに健康診断を実施することができない場合は当該年度末日（令和5年3月31日）までの間に可能な限りすみやかに実施するよう示しております。

つきましては、貴会におかれましても、ご了知いただき、会員医療機関へのご周知を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(担当事務局)

TEL 06-6763-7012

FAX 06-6766-2875

大阪府医師会地域医療1課・湯口